### 議案第16号

印西市空家等対策協議会設置条例の制定について 印西市空家等対策協議会設置条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

印西市長 藤代 健吾

印西市空家等対策協議会設置条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。 以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、印西市空家等対策協議会 (以下「協議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の 例による。

(協議事項)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
  - (2) 空家等対策計画の実施に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。 (組織)
- 第4条 協議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 協議会の委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会の代表となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を 述べさせることができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、職務上知り得た秘密 を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市建設部建築指導課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、 協議会が別に定める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

# 議案第16号審議資料

印西市空家等対策協議会設置条例の制定について

### 1 制定の要旨

空家等対策の推進に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、市が策定する印西市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関して協議する印西市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置するための本条例を制定するもの

## 2 条文の内容

- (1) 設置 (第1条) 協議会の設置について規定するもの
- (2) 定義 (第2条) 用語の意義について規定するもの
- (3) 協議事項(第3条) 協議会の協議事項について規定するもの
- (4) 組織(第4条)協議会の組織、任期について規定するもの
- (5) 会長及び副会長(第5条) 協議会の会長及び副会長について規定するもの
- (6) 会議(第6条) 協議会の会議について規定するもの
- (7) 関係者の出席等 (第7条) 委員以外の出席について規定するもの
- (8) 守秘義務 (第8条) 協議会の守秘義務について規定するもの
- (9) 庶務(第9条)協議会の庶務について規定するもの
- (10) 委任 (第10条) この条例の委任について規定するもの

### 3 施行期日

令和7年4月1日